

平成25年第4回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	平成25年8月30日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開会	平成25年8月30日	午前9時50分	議長	原田 謹 吾	
	閉会	平成25年8月30日	午前10時2分	議長	原田 謹 吾	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	原田 謹 吾	○	6	八木 俊 文	○
	2	松崎 直 文	○	7	藤瀬 都 子	○
	3	中山 雄次郎	○	8	山下 時 三	○
	4	三谷 英 史	○	9	永尾 光 次	○
	5	森 カヲル	○	10	中山 初 代	○
会議録署名議員	3 番	中山 雄次郎		4 番	三谷 英 史	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島 宏 隆		書記	野田 悟 美	
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	武村 弘 正		副町長	松江 正 幸	
	会計管理者	三根 和 弘		教育長	前川 幸 治	
	総務課長	水川 一 哉		総務課参事	岩瀬 重 義	
	企画課長	鶴崎 敏 彦		生活環境課長	藤瀬 公 明	
	保健福祉課長	成富 貞 伸		産業振興課長	坂井 清 英	
	建設課長	三根 康 憲		町立病院事務長	黒木 昇一郎	
	教育委員会事務局長	津野 道 彦				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成25年 8 月30日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案の報告及び上程
- 日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

午前 9 時50分 開会

○議長（原田謹吾君）

ただいまの出席議員10名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第 4 回大町町議会臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、関係課長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（原田謹吾君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3 番中山雄次郎議員、4 番三谷議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（原田謹吾君）

日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3 議案の報告及び上程

○議長（原田謹吾君）

日程第3. 本臨時会においては、告知のとおり、町長提出の議案1件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

ただいま朗読させました議案第39号を上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。武村町長。

○町長（武村弘正君）

平成25年第4回大町町議会臨時会を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

残暑厳しき折、臨時会を開催いたしましたところ、公私とも御多用の中に御参集をいただき、御審議賜りますことに深く感謝を申し上げます。

さて、今議会臨時会に御提案を申し上げます議案につきましては、小中一貫校校舎改築設計業者選定に絡む不祥事件の判決結果を受けて、給与条例案件1件を御提案させていただいております。

これより提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号 大町町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の改正について。

本議案につきましては、先ほども申し述べましたとおり、昨日、8月29日に元職員に対する判決が下され、刑が確定しましたので、その結果を真摯に受けとめ、私みずからの責任のとり方として、向こう3カ月の間、100分の20の給料の減額をさせていただくものでございます。

なお、副町長及び教育長につきましては、減額はしない旨申し添えさせていただきます。

今後、このような不祥事件を二度と繰り返さないよう、職員一同、一丸となって一日も早

い信頼回復に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

御理解のほどよろしくお願いを申し上げ、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中山初代議員。

○10番（中山初代君）

今、議会が始まる前に、全員協議会でこのことについていろいろと6月議会との関係もありまして説明を受けましたが、確かに、職員不祥事件の再発防止に向けてという大町町として文書ができておりますが、ここに、大町町コンプライアンス方針の策定とか5点書かれています。このことを、ホームページで公開しているということでした。しかし、ホームページを開ける人というのは、町民の中に1割いるかという話も全員協議会の中でもありましたけど、これでは、町民に徹底したということにはならないと思います。

6月議会で私がお願いしたことは、特に、業者との向き合い方をはっきりしてほしい、町民にその姿勢を示してほしいと言ったのが、業者との食事、飲食、ゴルフ、マージャンなど絶対にしないというその立場を、どうしても町民全体に知ってほしい、そして、信頼回復をしてほしい。その他の事務的なことは、さっきいただいたチェックシート、ああいうのがなされて、こういうことは本当にいいことだと思います。

町民の中には、リコール運動はなしせんとかというのとか、職員は芋づる式に挙がってくつとやなかかというようなことが、もう自由放題に発言されています。私は、そういうのを聞いたときに、本当、身が縮む思いがしますけれども、全て本当にそうせろということじゃなくて、この事件に対する町民の怒りのあらわれだと思っています。本当にリコール運動をせろとか、芋づる式に挙がってくつとば見よこうとか、そういう気持ちじゃないと思うんですね。そうかもしれませんが。

そういうことで、私は、ホームページで出されるというだけではなくて、やっぱりB4かの紙の大きさと、大きな字で、この年寄りの町の年寄りの町民が全てわかりやすいような、まず、本当に業者との向き合い方をはっきり示したチラシというんですかね、全戸配布のビラなどが必要だと思っていますが、その点について御答弁ください。

○議長（原田謹吾君）

副町長。

○副町長（松江正幸君）

今、中山初代議員からお話しいただきまして、確かに、今、コンプライアンス方針を策定いたしましてホームページに掲載をさせていただいております。確かに、今おっしゃるように、昨日の研修では8割近くにインターネット環境があるという県の説明もあっておりましたが、町内を見ても、それが本当に8割というのが見られる環境にあっても、見る機会はないということは、確かに多々あると思いますので、こういうことを策定して、町職員が今後のコンプライアンスを徹底していきますよということは、今、議員から御提案をいただいたように紙ベースで、何らか、町民の皆さんにお知らせをしたいと思います。

中身については、一応、コンプライアンス方針というのを町民の方に知らしめるというよりも、町職員がどうあるべきかということを記載しておりますので、そこら辺、こういうことを町職員はやっていきますよという程度でお知らせをさせていただきたいと思います、取りまとめてですね。

それともう1つ、業者とのかかわり合い方ではございますけれども、今回、私も判決等を傍聴させていただいた中で、やっぱり職員のモラルが一番問題じゃないかなと思っております。当然、業者との食事とか飲酒、ゴルフとかそういった嗜好的な観点についても、裁判長のほうからも、検察のほうからも、かなり今回指摘を受けておるところでございますので、そういうところを考えて、いま一度、職員はどうあるべきか——当然、多くの職員、ほとんどの職員は業者とのかかわり方については、一応、一線を引いていると信じておりますけれども、一部の職員がそういう状況にならないように、全職員が全て、業者とのつき合い方をいま一度見つめなおしていくように、研修会等を通じて徹底してまいりたいと思っておりますので、その点、御了解いただきたいと思います。

○議長（原田謹吾君）

いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第39号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、平成25年第4回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力まことにありがとうございました。

午前10時2分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 8 月30日

議 長 原 田 謹 吾

会議録署名議員 中 山 雄次郎

会議録署名議員 三 谷 英 史

局 長 田 島 宏 隆